

施設サービス利用料金表

【こだまショートステイ】

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

【 従来型個室 】

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,200 円	6,870 円	7,550 円	8,220 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,580 円	6,183 円	6,795 円	7,398 円	7,983 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	620 円	687 円	755 円	822 円	887 円
4. 居室に係る自己負担額	1,150 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,380 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	3,150 円	3,217 円	3,285 円	3,352 円	3,417 円

【 多床室 】

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		6,870 円	7,540 円	8,220 円	8,890 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,183 円	6,786 円	7,398 円	8,001 円	8,586 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	687 円	754 円	822 円	889 円	954 円
4. 居室に係る自己負担額	370 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,380 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,437 円	2,504 円	2,572 円	2,639 円	2,704 円

○看護体制加算・・・・・・・・・・4 円／日

常勤の看護師(正看護師)を1名以上配置している場合

○機能訓練体制加算・・・・・・・・・・12 円／日

機能訓練指導員、介護職員、看護職員、生活相談員等の他職種が共同し、利用者の身体状況に応じ機能訓練を行うものです。

○認知症緊急対応加算・・・・・・・・・・200 円／日

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した場合。7日間を限度とする。

○緊急短期入所受け入れ加算・・・・・・・・90 円／日

居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。7日間を限度とするが、やむを得ない事情がある場合は14日を限度とする。

- 長期利用者提供減算 -30 円/日
連続して 30 日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合。
- サービス提供体制強化加算 I 1 18 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上である場合に算定を行う。
- サービス提供体制強化加算 I 2 12 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合に算定を行う。
- サービス提供体制強化加算 II 6 円/日
介護職員の総数のうち常勤の者が 75%以上配置されている場合
- サービス提供体制強化加算 III 6 円/日
介護職員の総数のうち 3 年以上勤続年数がある者が 30%以上配置されている場合
- 送迎加算（片道につき）. 184 円
自宅と施設の間の送迎に関して算定されます。
- 介護職員処遇改善加算
短期入所生活介護費の 1 カ月の総単位数に 5.9%加算されます。

	【 従来型個室 】			【 多床室 】	
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2		要支援 1	要支援 2
	4,610 円	5,720 円		4,950 円	6,150 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,149 円	5,148 円		4,455 円	5,535 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	461 円	572 円		495 円	615 円
4. 居室に係る自己負担額	1,150 円			370 円	
5. 食事に係る自己負担額	1,380 円			1,380 円	
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,991 円	3,102 円		2,245 円	2,365 円

- 機能訓練体制加算 12 円/日
機能訓練指導員、介護職員、看護職員、生活相談員等の他職種が共同し、利用者の身体状況に応じ機能訓練を行うものです。
- 認知症緊急対応加算 200 円/日
医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した場合。7 日間を限度とする。
- 緊急短期入所受け入れ加算 90 円/日
居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。7 日間を限度とするが、やむを得ない事情がある場合は 14 日を限度とする。
- 長期利用者提供減算 -30 円/日
連続して 30 日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合。
- サービス提供体制強化加算 I 1 18 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 60%以上である場合に算定を行う。
- サービス提供体制強化加算 I 2 12 円/日
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合に算定を行う。

- サービス提供体制強化加算Ⅱ・・・・・・・・6円/日
介護職員の総数のうち常勤の者が75%以上配置されている場合
- サービス提供体制強化加算Ⅲ・・・・・・・・6円/日
介護職員の総数のうち3年以上勤続年数がある者が30%以上配置されている場合
- 送迎加算（片道につき）・・・・・・・・184円
自宅と施設の間の送迎に関して算定されます。
- 介護職員処遇改善加算
短期入所生活介護費の1カ月の総単位数に5.9%加算されます。

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ 介護保険の給付対象とならないサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

◆当施設の居住費・食費の負担額◆

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費(居住の種類により異なります)		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担 段階1	0円	320円	300円
市町村民税非 課税世帯全員 が	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の方	利用者負担 段階2	370円	420円	390円
	利用者負担額第2段階以外の方（課税年 金収入が80万超266万円未満の方など）	利用者負担 段階3	370円	820円	650円
上記以外の方		利用者負担 段階4	施設との契約により設定されます。なお、所得の 低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平 均的な費用額は次のとおりです。		
			370円	1150円	1380円